

日本興亜損保の「すまいの安心サービス」

この保険をご契約いただいた皆様のために、うれしい次の無料電話相談サービスをご用意しています。

〇〇修理サービス……………鍵あけ、水回りのトラブルでお困りの際、24時間・年中無休体制で専門業者をご紹介します。作業費用などの実費はお客様のご負担となります。ただし、応急修理*1の費用(出張費用・作業費用)に限り無料となります。(修理業者などをご手配いただく前に「すまいの安心サービス」へご連絡いただくことが条件となります。)
*1 住居用のドアの鍵あけ、トイレのつまり除去などの30分程度の軽作業をいいます(それ以外の場合の費用は有料となりますのでご注意ください。)。また、無料でサービスをご利用いただけるのは契約申込書に記載される保険の対象の所在地の建物で、1契約あたり1年につき1回に限りです。詳しくは「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご覧ください。

防犯機能アップ応援サービス…すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。

住宅相談サービス……………すまいの維持管理、リフォームなどすまいに関するさまざまな相談に対して電話でお応えします。

法律相談サービス……………さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。

税務相談サービス……………税務全般のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスを行います。

健康・医療相談サービス……………健康・医療全般のご相談に対して24時間・年中無休体制*2で電話でお応えします。
*2 一部サービスについては、受付時間が異なります。詳しくは「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご覧ください。

介護関連相談サービス……………介護全般のご相談に対して電話でお応えします。

※上記サービスは2013年6月現在のもので、一部のサービスについては、地域によってご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合、またはご利用を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※上記サービスのうち「〇〇修理サービス」「防犯機能アップ応援サービス」「住宅相談サービス」「法律相談サービス」「税務相談サービス」は株式会社プライムアシスタンスに、「健康・医療相談サービス」「介護関連相談サービス」は損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス株式会社にサービスの運営実施を委託しています。

※受付時間などサービスの詳細につきましては、「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご覧ください。

事故が発生した場合のお手続き

●**ただちにご連絡ください。**

万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけないと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

セキスイ保険サービス(ご連絡先の電話番号は、ご契約後にお届けする保険証券に記載しています。)

日本興亜損保 事故受付センター 0120-250-119【受付時間：24時間×365日】

「休日事故現場急行サービス」がご利用いただけます。

休日の火災または水濡れにより、お住まいに損害が生じた場合に、初期対応(保険金お支払いまでの流れや補償の対象となる損害についてのご説明など)や損害状況の確認を実施します。

ご連絡は上記事故受付センターで承っています。【サービス提供時間：土日、祝日、12月31日～1月3日の9:00～17:00】

●**必ず事前にご相談ください。**

賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。

●**事故のご連絡をいただいた場合**には、セキスイ保険サービスまたは日本興亜損保より保険金請求手続きに関してご案内いたします。

●**保険請求には時効(3年)**がありますのでご注意ください。

●ご契約者またはご契約者と同一生計の配偶者・ご親族が所有する建物でこれらの方が常時お住まいの場合は地震保険について地震保険料控除の対象となります。

●保険料をお払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付することといたしておりますので、お確かめください。

●ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保にお問い合わせください。

●このパンフレットは「セキスイハイムオーナーズ保険(共同住宅タイプ)(日本興亜損保〈マンション・オーナーズ総合保険(すまいの総合保険)〉)」の概要を説明したものです(さらに詳しい内容を記載した「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご用意しておりますのでセキスイ保険サービスま

たは日本興亜損保までお問い合わせください。)。ご契約の手続きその他この保険の詳細につきましては、セキスイ保険サービスまたは日本興亜損保にお問い合わせください。

●ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。

●セキスイ保険サービスは、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、セキスイ保険サービスとご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。

◆お問合せ先

〈取扱代理店〉

セキスイ保険サービス株式会社

〒530-8565大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル) TEL.06-6365-4091

〒105-0001東京都港区虎ノ門2-4-1(虎ノ門ピアザビル) TEL.03-5521-0760

<http://www.sekisui.co.jp/hoken/>

〈引受保険会社〉

日本興亜損害保険株式会社

大阪営業第二部第二課 〒550-8577大阪市西区江戸堀1-11-4

本店営業第二部第三課 〒103-8255東京都中央区日本橋2-2-10

<http://www.nipponkoa.co.jp/>

NK13-05165 | 2013年9月1日作成

SEKISUI

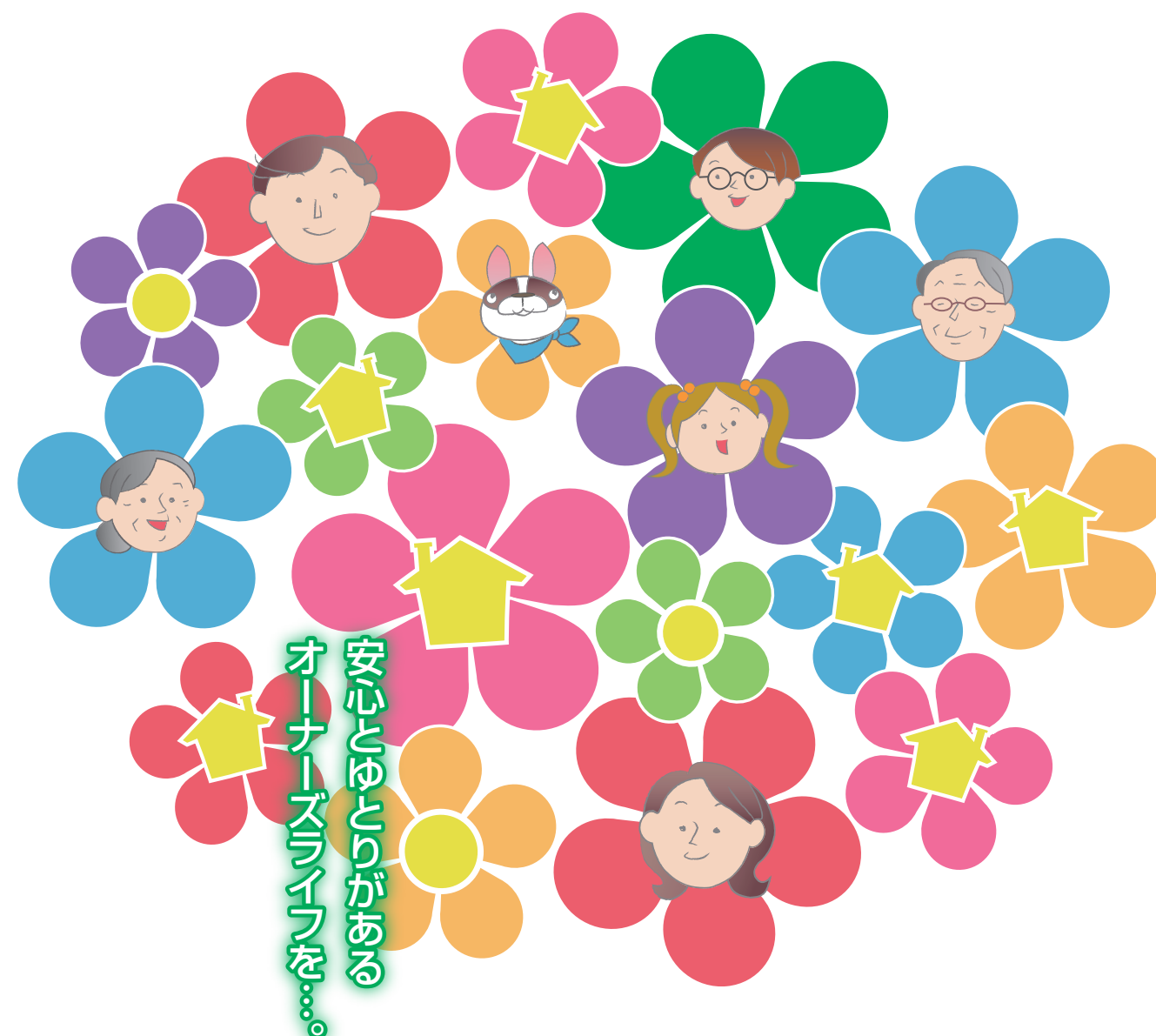
日本興亜損保
(共同住宅タイプ)

2014年1月1日以降始期用

セキスイハイムのアパートオーナーのみなさまのためにご用意しました。

セキスイハイム オーナーズ保険

「セキスイハイムオーナーズ保険(共同住宅タイプ)」は日本興亜損害保険株式会社「マンション・オーナーズ総合保険(すまいの総合保険)」のセキスイハイム用販売タイプのペットネームです。



セキスイハイム®

「セキスイハイムオーナーズ保険」は、セキスイ
オーナー様のために、ご用意いたしました住ま

ハイムをお建ていただいた
いの保険です。

ご存知ですか？

ポイント1

「すまいの総合保険」は火災だけではなく、^{みずぬ}水濡れ・盗難などの日常リスクも補償されます。

ポイント2

さまざまなオプションで
事故に伴う経営リスクなどをカバーします。

ポイント3

地震を原因とする火災は、
すまいの総合保険では補償されません。

建物の火災、地震リスクはもちろん、
事故に伴う経営リスクに対しても
アパートの保険を総合的にお考えください。



『建物保険』

※詳しくは5～6ページをご覧ください。

火災や台風などの自然災害はもちろん、さまざまな費用も補償します！
ご契約は、「3タイプ」からお選びいただけます。

アパートの復旧に必要な「費用」もお支払いします。

必要に応じて「オプション」をお選びいただけます。

いつでも「新築価格基準」で保険金をお支払いします。

アパート特有のリスクを補償

※詳しくは5～6ページをご覧ください。

さまざまなリスクからアパートオーナー様を守ります！

建物のご契約に、別途オプション(特約)をセットしていただく必要があります。

アパート経営に関する不安を解消！

アパートが火災となった場合、建物の損害だけではなく、
復旧までの家賃収入の減少や、隣家への類焼などの
波及損害が発生することがあります。
また、アパートの所有・管理にまつわる不測の賠償事故が
発生する可能性もあります。

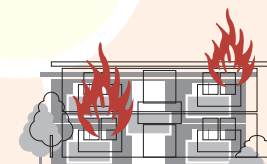
『地震保険』もプラスして万一の備えを！

※詳しくは7ページをご覧ください。

大地震での近所からの「類焼」なども補償します！

「すまいの総合保険」では、地震・噴火・津波を原因とする火災などによる損害については
地震火災費用保険金*を除き、保険金はお支払いできません。
地震など(地震・噴火またはこれらによる津波)による損害については、
地震保険をすまいの総合保険とセットでご契約いただく必要があります。

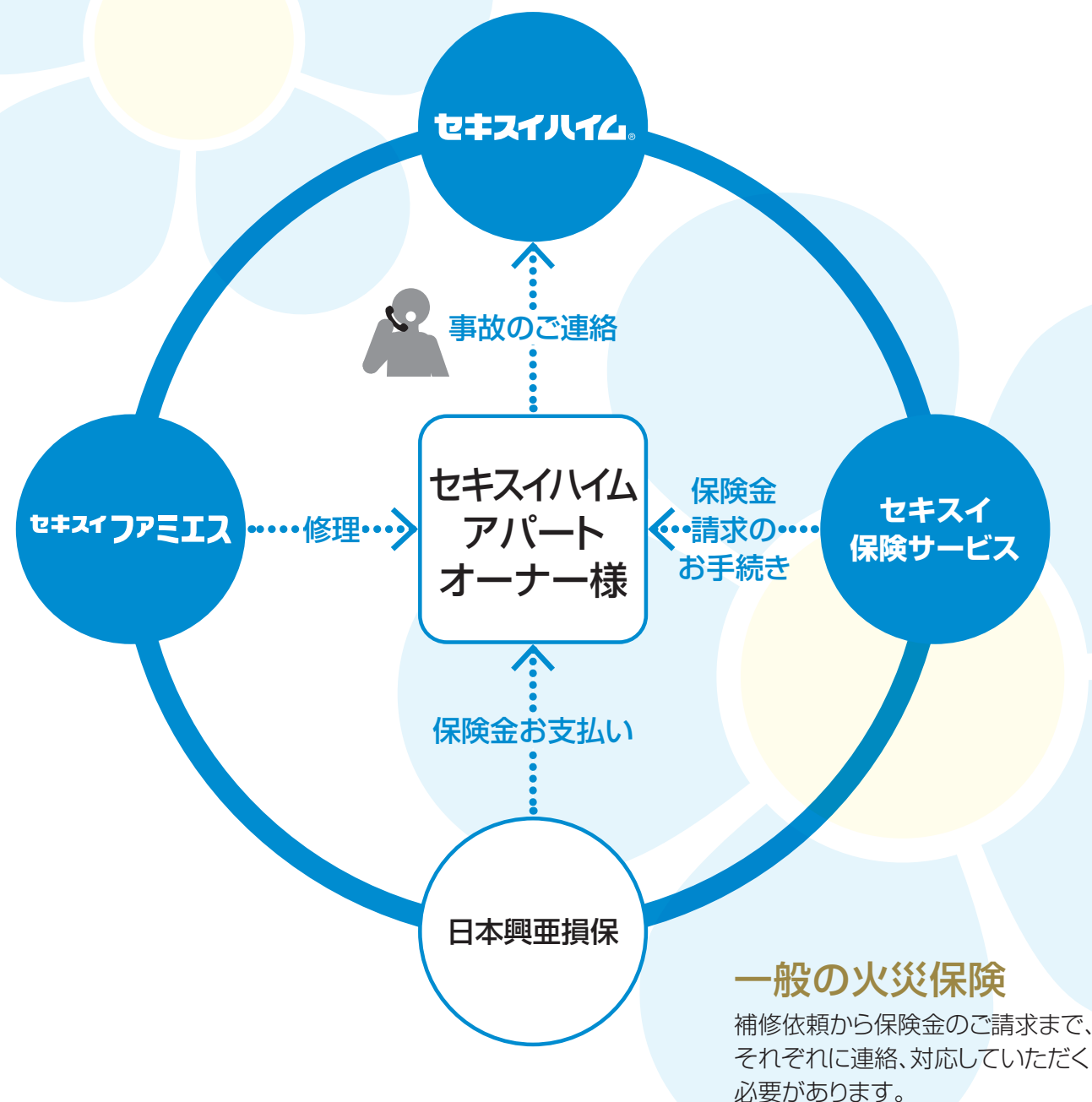
*10ページの「お支払いする保険金の概要」をご覧ください。



万一、事故の場合には
 グループ一丸となって安心をお届けします。

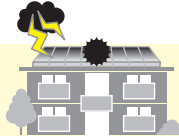
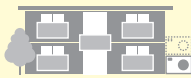
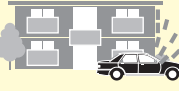
セキスイハイムグループの総合サポート

セキスイハイムの担当にご連絡をいただくことにより、その後の補修や保険金のご請求はグループ内で連携を取り、対応させていただきます。



実際に、このような事例がありました。

過去に発生したアパートオーナー様の保険金支払事例(出典元:日本興亜損保)
 ※ご契約のタイプによって、お支払いの対象とならない場合やお支払い金額が異なる場合があります。

火災リスク 火災(建物) 隣家から出火し、 アパートの一室が類焼した  お支払保険金 約640万円	自然災害リスク 落雷(建物)  落雷により 太陽光発電システムが故障した お支払保険金 約53万円
自然災害リスク 風災(建物)  爆弾低気圧の強風で敷地内の ゴミステーションが倒れて破損した お支払保険金 約79万円	自然災害リスク 水災(建物)  大雨による洪水で 床上浸水となった お支払保険金 約998万円
日常災害リスク 盗難(建物)  エアコン室外機を 1台盗まれた お支払保険金 約13万円	日常災害リスク 外部飛来(建物)  建物を保護するためのステンレス ポールが、当て逃げで破損した お支払保険金 約30万円
日常災害リスク その他危険(建物)  いたずらで 外灯カバーが破損した お支払保険金 約10万円	日常災害リスク 電氣的・機械的事故(建物)  加圧ポンプ用 圧力タンクが故障した お支払保険金 約8万円
経営リスク 家賃収入の減少<家賃損失補償特約>  アパートから火災が発生し、 復旧までの期間の家賃が減少した お支払保険金 約140万円	経営リスク 賠償責任の発生<建物賠償責任補償特約>  アパートのタイルがはがれ落ち、 駐車していた他人の車を傷つけた お支払保険金 約100万円

安定したアパート経営を継続いただくために、オーナー様のさまざまなリスクに備える
3タイプの『セキスイハイムオーナーズ保険(共同住宅タイプ)』をご用意しました。



実際にかかった修理費を基準に保険金をお支払いします!

ご契約タイプは、オーナー様のご希望にあわせてお選びいただけます。実際にご契約いただく補償内容は申込書などでご確認ください。

	火災リスク	自然災害リスク	日常災害リスク							
1 火災・破裂・爆発 消防活動による水濡れ破壊などを含みます。	2 落雷	3 窓ガラスや屋根の破損など 風災・雹災・雪災	4 台風や集中豪雨による川の氾らんなど 水災*1 ※詳細は8ページをご覧ください。	5 給排水設備などの事故による水濡れ*2	6 盗難による盗取・毀損など	7 外部からの物体の飛来・落下・衝突	8 騒擾・労働争議などに伴う暴行・破壊行為	9 不注意による破損など 偶然な事故による損害*3	10 建物付属機械設備の電氣的・機械的の事故*4 ※詳細は9ページをご覧ください。	
ワイドタイプ										
スタンダードタイプ										
スリムタイプ	補償しません (水災不担保特約)									

*1 次のいずれかの損害状況に該当する場合に限り、損害保険金をお支払いします。
①床上浸水の時
②地盤面より45cmを超える浸水の時
(注)地盤面とは、建物が周囲の地面と接する位置をいいます。ただし、床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。
③損害割合が再取得価額の30%以上のとき

*2 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。(ただし給排水設備自体に生じた損害を除きます)

*3 1事故自己負担額 **10,000円**

*4 1事故自己負担額 **10,000円**
*5 補償を外すこともできます。

さらに、思わぬ出費もカバーされるので安心!
損害保険金以外にも、さまざまな費用をお支払いします。 ※お支払いする保険金の概要につきましては10～11ページをご覧ください。

費用リスク

臨時費用

残存物取片づけ費用

修理付帯費用

特別費用

失火見舞費用

地震火災費用

水濡れ原因調査費用

ドアロック交換費用

損害防止費用

建てかえ費用

建てかえ時特別費用

Option
さらに、オプション(追加の補償)もご用意!!

アパート特有のリスクに備えて安心を。 ※お支払いする保険金の概要につきましては10～11ページをご覧ください。

経営リスク

入居者リスク

類焼リスク

家賃の補償
約定復旧期間6か月

建物などの所有・管理に伴う賠償責任
お支払限度額(1事故あたり)1億円

入居者のオーナー様への賠償責任・修理費用
お支払限度額(1事故あたり)1,000万円

入居者の日常生活の賠償責任
お支払限度額(1事故あたり)1億円

類焼損害の補償
お支払限度額(同一契約年度を通じて)1億円

『地震保険』もあわせて万一の備えを!

地震保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。
●ご契約期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更するなど、居住部分がなくなった場合には、ご契約を解除することがあります。

保険金をお支払いする主な場合

保険の対象に地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって損害が起こったときに保険金をお支払いします。

地震リスク

地震による火災で建物が焼失した

地震で建物がこわれた

津波によって建物が流失した

●地震保険の割引制度
所定の確認資料をご提出いただければ、耐震性能に応じた割引を適用することができます。

保険始期	耐震等級割引(等級3) 免震建築物割引	耐震等級割引(等級2)	耐震等級割引(等級1) 建築年割引 耐震診断割引
平成26年6月30日以前	30%	20%	10%
平成26年7月1日以降	50%	30%	10%

※平成26年7月1日以降始期契約から、地震保険料が改定されます。よって、割引率が拡大しても、必ずしも保険料が安くなるとは限りません。保険料につきましては見積書などでご確認ください。
※各割引は重複して適用することはできません。

●地震保険のご契約金額(保険金額)
すまいの総合保険のご契約金額の30%～50%(原則5,000万円が限度)の範囲内で、お決めください。ただし、30%～50%の範囲内であれば、限度額は居住世帯を異にする戸室数に5,000万円を乗じた額とすることもできます。

●地震保険のお申し込み
地震保険は、単独ではご契約いただけません。建物を保険の対象としたすまいの総合保険にセットして地震保険をお申し込みください。地震保険を希望されない場合には、すまいの総合保険契約申込書の「地震保険について」にご署名(フルネーム)またはご捺印をお願いいたします。
※建物を保険の対象としたすまいの総合保険のご契約時に地震保険を契約されなかった場合でも、ご契約期間(保険期間)の中途から地震保険をご契約いただくことができます。
※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合には、その警戒宣言が発令された地域内に所在する建物について、地震保険(新規・増額)はお引き受けできませんのでご注意ください。(前年同条件での更改契約はお引き受けいたします。)

お支払いする保険金

保険の対象について生じた損害が、「全損」、「半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合(100%、50%または5%)を保険金としてお支払いします(「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。)

損害の程度	認定の基準*6			お支払いする保険金の額
全 損	建物の時価の50%以上	焼失または流失した床面積が	建物の延床面積の70%以上	地震保険保険金額の100% (時価*8が限度)
半 損	主要構造部*7の損害額が建物の時価の20%以上50%未満		建物の延床面積の20%以上70%未満	地震保険保険金額の50% (時価*8の50%が限度)
一部損	建物の時価の3%以上20%未満	床上浸水	全損・半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合	地震保険保険金額の5% (時価*8の5%が限度)

- 損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。
- 門、塀、または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害では、保険金が支払われません。
- *6 建物の損害程度の認定方法
鉄骨造の場合は、建物全体の沈下・傾斜および開口部・外壁などの部分的被害の損害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。枠組壁工法の場合は、主要構造部の「外壁、内壁、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご覧ください。
- *7 地震保険でいう「主要構造部」とは建築基準法施工令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い点を着目点としています。
- *8 保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に起こった損害など
- 地震等の際における保険の対象の紛失または盗難

1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品など(高額貴金属など)、屋外設備・装置、設備・什器、商品・製品などは保険の対象となりません。

●お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社の支払保険金総額が6兆2,000億円(平成25年6月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する6兆2,000億円の割合によって削減されることがあります。

— 5 —

— 6 —

— 7 —

『水災』補償のご説明

自然災害リスク 4

建物

豪雨などによる水害への備えは大丈夫ですか？

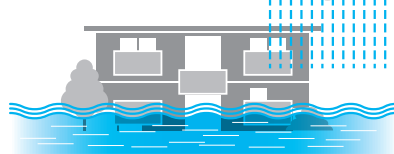
『ワイドタイプ』または『スタンダードタイプ』なら水災の損害もしっかり補償します！



水災は、河川や海岸沿いだけで起こるものではありません!! 集中豪雨でも水災損害を受ける場合があります！

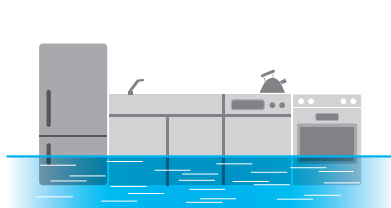
都市型集中豪雨が発生

敷地内にある排水管に大量の雨水が入り込み、排水機能を越えて排水管から排水が逆流し、**床上浸水**となったためにアパートが水浸しになった。



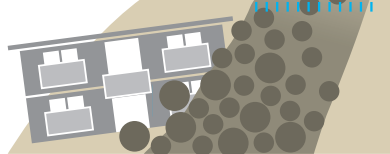
建物に水が入り込んだ

強く降った雨が、道路の排水溝で処理きれずに溢れてアパート居住部分に流れ込み、1階部分が**床上浸水**となった。

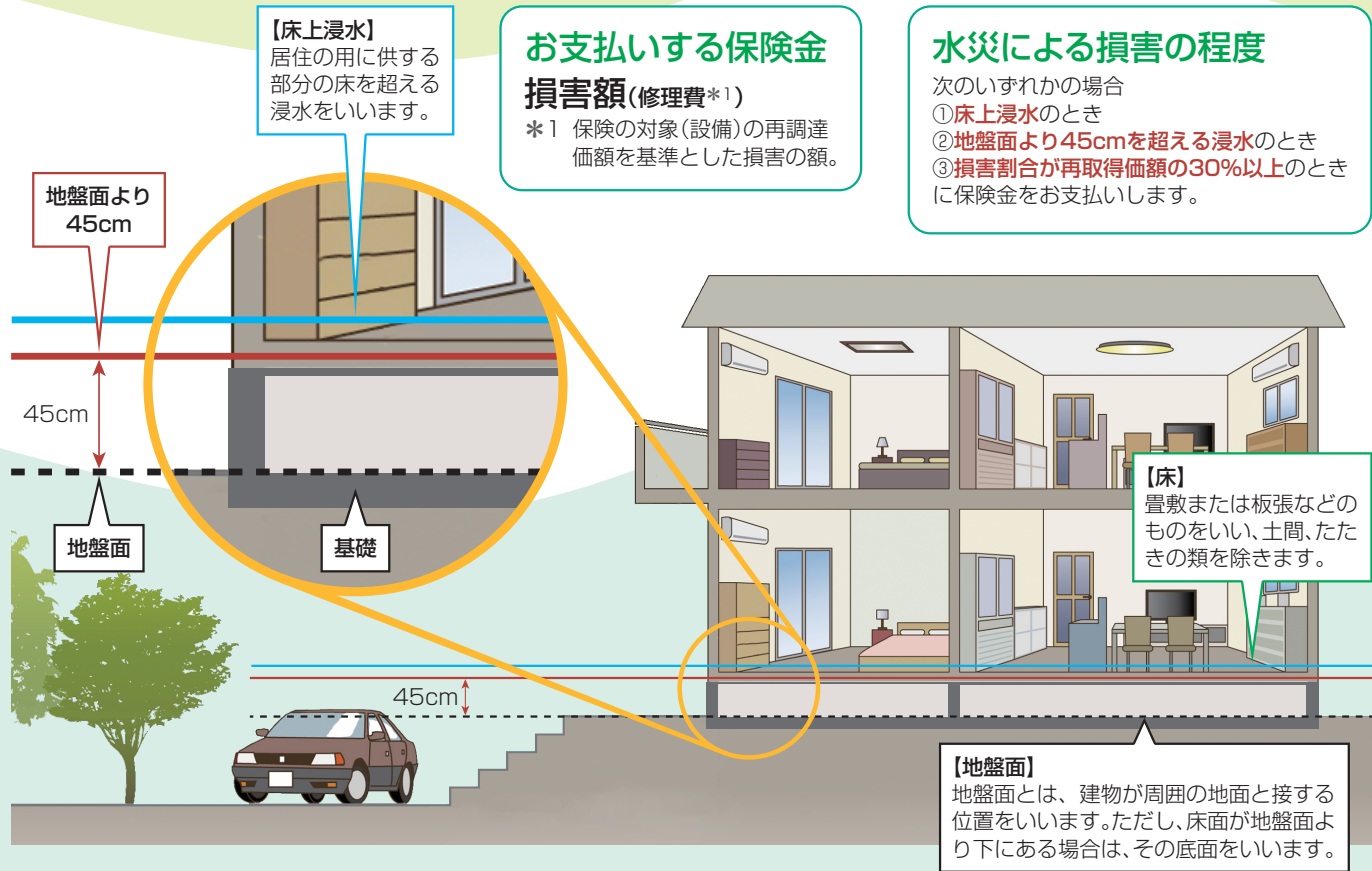


豪雨による崖崩れが発生

豪雨で地盤が緩み、アパートの背後にある崖が崩れ、土砂により建物が押し潰されてしまった。



このようなさまざまな場合での水災の危険に十分に備えるために、**水災補償**をおすすめします!!



お住まいの地域のリスクをご存知ですか？是非、ご確認ください。

国土交通省ハザードマップポータルサイト
<http://disapotal.gsi.go.jp>



『建物付属機械設備等電氣的・機械的的事故補償特約』のご説明

日常災害リスク 10

建物

建物付属機械設備のトラブルは身近に起こります！

『ワイドタイプ』(「建物付属機械設備等電氣的・機械的的事故補償特約」セット)なら

建物付属機械設備の電氣的・機械的的事故の損害もしっかり補償します！

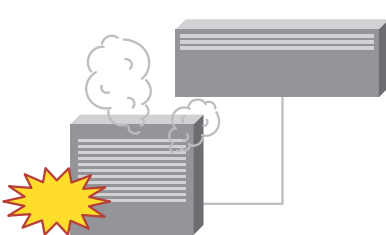
建物に付属した機械設備(空調設備、電気設備、給排水・衛生・消火装置など)に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的の事故による損害を補償します。



建物に付属した機械設備には思いがけない事故が起こる場合があります！

エアコンが効かない

オーナー様設置のエアコンの室外機内の部品が損傷して、冷風が出なくなりました。



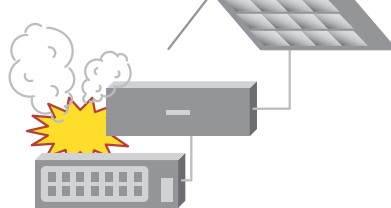
エコキュートのお湯が出ない

エコキュートの内部部品が損傷して、お湯が出なくなりました。



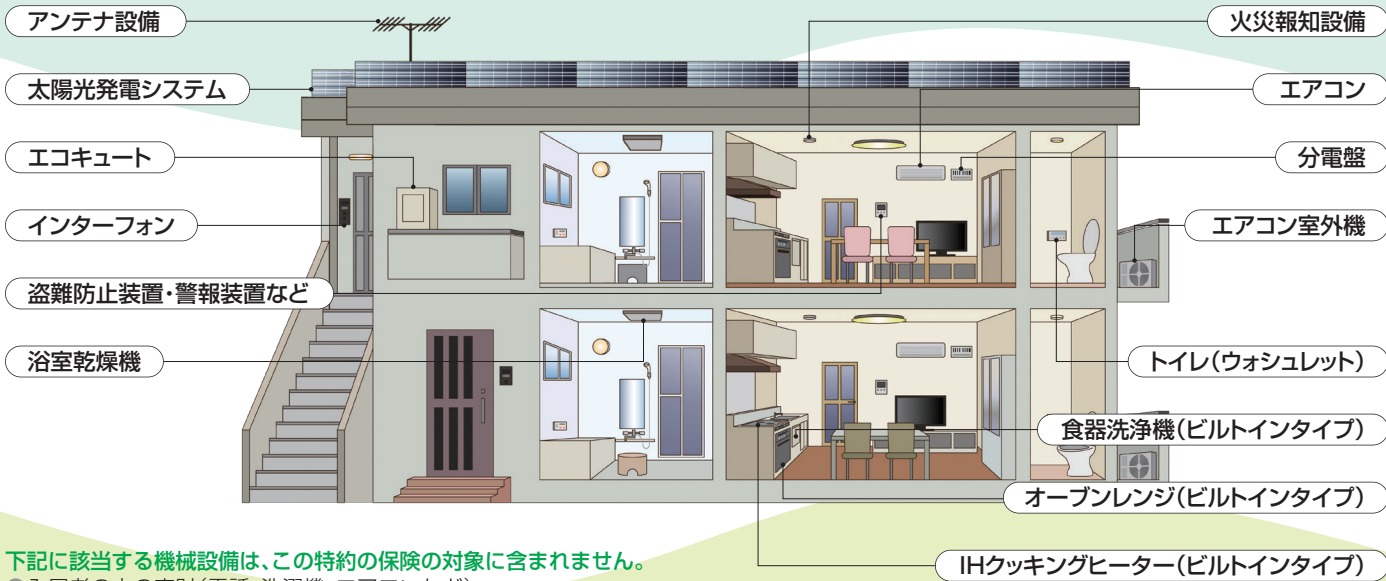
太陽光発電が機能しない

屋根上のモジュールの電極故障によりパワーコンディショナーが機能しなくなった。



建物付属機械設備等電氣的・機械的的事故補償特約の対象範囲

建物に付属し、建物の機能を維持する次のような住宅機械・機器設備などが対象となります。



下記に該当する機械設備は、この特約の保険の対象に含まれません。
●入居者の方の家財(電話・洗濯機・エアコンなど)
※建物に固着したオーナー様所有のものは対象となります。
●台球類 ●消火器 など

お支払いする保険金

上記「対象範囲」記載の建物付属機械設備などに電氣的・機械的の事故による損害が生じた場合、損害保険金をお支払いします。

損害額(修理費*1)ー10,000円(自己負担額(免責金額))

*1 保険の対象(設備)の再調達価額(新価)*2を基準とした損害の額。

*2 10ページ「損害保険金*2」をご覧ください。

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意、重大な過失、法令違反
- 欠陥、自然の消耗、劣化、さび、かび、腐食その他類似の事由、またはねずみ食い、虫食いによる損害
- 加工・修理または調整中の作業上の過失・技術の拙劣による損害
- すり傷、掻き傷、塗料のはがれなどの外観の損傷で、機能に直接影響のない損害
- 風・雨・雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入による損害
- 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動、核燃料物質による損害
- 地震等による損害 など

お支払いする保険金の概要

財産の補償(住居部分のある建物に対する補償)損害保険金

損害保険金

次の偶然な事故により契約申込書記載の建物など*1に損害が生じた場合、その再調達価額(新価)*2に基づき算出した損害額を損害保険金としてお支払いします。[ご契約金額(保険金額)が限度]

①火災 ②破裂・爆発 ③落雷 ④風・雹・雪災 ⑤建物外部からの物体の飛来・衝突など ⑥給排水設備または他の戸室で生じた事故による水濡れ ⑦騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為など ⑧盗難 ⑨台風・暴風雨などによる洪水・高潮・土砂崩れなどの水災[損害割合が再調達価額の30%以上の場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った場合] ⑩①から⑨までの偶然な事故[1事故につき自己負担額1万円]

*1 建物などとは次のものをいいます。 ①アパート本体 ②アパート本体に直接付属する設備(エレベーター設備、電気設備、給排水衛生設備など) ③アパート本体に直接付属しない施設(塀、フェンス、掲示板、駐車場、自転車置場、集会室など) ④①から③までの各部分にある畳、建具類。

*2 同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築するのに要する額(修理可能な場合は再築費用と修理代金のいずれか低い額)をいいます。

※④には「風・雹・雪災の定額免責設定特約」がセットされています。 ⑨はスリムタイプ(水災不担保特約がセットされています。)では、お支払いの対象となりません。 ⑩はスタンダードタイプ・スリムタイプ(建物危険限定補償特約がセットされています。)では、お支払いの対象となりません。

建物付属機械設備等電氣的・機械的的事故補償特約の保険金

建物の付属機械設備などについて、電氣的・機械的の事故によって生じた損害について損害保険金をお支払いします。[1事故につき自己負担額1万円]

※スタンダードタイプ・スリムタイプ(建物付属機械設備等電氣的・機械的的事故補償特約がセットされていません。)では、お支払いの対象となりません。

財産の補償(住居部分のある建物に対する補償)費用保険金・損害防止費用

建てかえ費用保険金

上記①から⑩までの事故による建物の損害割合が70%以上となった場合に「ご契約金額ー損害保険」を限度に建てかえ費用(実費)をお支払いします(損害が生じた日から2年以内に同一用途の建物に建てかえた場合に限りま)。また、建てかえに伴う取りこわし費用(実費)もお支払いします。[建てかえ費用保険金の10%限度]

建てかえ時特別費用保険金

建てかえ費用保険金をお支払いする場合にお支払いします。[ご契約金額の10%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに200万円限度]

ドアロック交換費用保険金

日本国内において契約申込書記載の建物のドアの鍵が盗まれた場合、ドアロック(錠)の交換に必要な費用(実費)をお支払いします。[1事故につき合計200万円限度。ただし、1つのドアロック(錠)あたり3万円限度]

臨時費用保険金

上記①から⑦までの事故により損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。[上記①から⑦までの損害保険金の30%相当額。居住専用建物の場合: 1事故につき1敷地内ごとに100万円限度。それ以外の建物の場合: 1事故につき1敷地内ごとに500万円限度]

残存物取片づけ費用保険金

上記①から⑦までの事故の際、残存物の取片づけに必要な費用(実費)をお支払いします。[上記①から⑦までの損害保険金の10%限度]

失火見舞費用保険金

契約申込書記載の建物から発生した上記①または②の事故で、第三者の建物などに損害を与えた場合の見舞金の費用をお支払いします。[1被災世帯あたり50万円。ただし、1事故につきご契約金額の20%限度]

地震火災費用保険金

地震等*3を原因とする火災により建物が半壊以上となった場合にお支払いします。[ご契約金額の5%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに300万円限度]
*3 地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。

修理付帯費用保険金

上記①から⑩までの事故の際に生じる原因調査費用(実費)や仮修理の費用(実費)などをお支払いします。[居住専用建物の場合: 1事故につき1敷地内ごとにご契約金額×10%、または100万円のいずれか低い額が限度。それ以外の建物の場合: 1事故につき1敷地内ごとにご契約金額×30%、または1,000万円のいずれか低い額が限度]

特別費用保険金

上記①から⑩までの事故によりご契約金額と同額の損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。[損害保険金の10%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに200万円限度]

水濡れ原因調査費用保険金

建物に生じた水濡れ事故の原因調査のために費用をお支払いします。[1事故かつ同一保険年度を通じて100万円限度]ただし、建物に損害が生じ、修理付帯費用保険金をお支払いする場合はお支払いできません。

損害防止費用

上記①から⑩までの事故で、消火活動のために支出した必要または有益な費用(実費)をお支払いします。

オプション

家賃損失保険金	次の③から⑩までのいずれかの事由により、復旧期間*4内に生じた家賃の損失に対して保険金をお支払いします。 [家賃損失補償特約のご契約金額*5が限度] ③偶然な事故により保険の対象について損害が生じたこと。(ただし、上記①から⑩までの事故により損害保険金のお支払対象となる場合) ④偶然な事故により電気・ガス・水道のいずれかの供給が12時間以上中断したこと ⑤災害*6、犯罪などの異常事態の発生に伴う公的機関の避難命令などで建物に住めなくなったこと ⑥「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の定めにより、保険の対象またはその敷地内への立入が制限または禁止されたこと *4 復旧期間は約定復旧期間(6か月)を限度とします。 *5 家賃損失補償特約のご契約金額は、保険の対象の家賃月額に約定復旧期間月数を乗じた額に合わせてお決めいただきます。 *6 地震・噴火またはこれらによる津波は除きます。
類焼損害保険金	契約申込書記載の建物またはこれに収容される家財から発生した火災、破裂または爆発によって、近隣の住宅またはそれに収容される家財が滅失、損傷または汚損(煙損害または臭気付着の損害を除きます。)した場合に、再調達価額(新価)を基準に算出した損害額から他の保険契約または共済契約の保険金の額を差し引いた額をお支払いします。[同一契約年度を通じて1億円限度]
建物賠償責任保険金	建物の所有または管理に起因する偶然な事故などにより法律上の損害賠償責任を負担されることによって支払うべき損害賠償金*7をお支払いします。[1事故につき建物賠償責任支払限度額が限度]また、訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。 *7 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。
借家人賠償責任・修理費用保険金	〈借家人賠償責任保険金〉 偶然な事故により被保険者*8が借用する契約申込書記載の建物・戸室に損害が生じた場合に、貸主に対する法律上の損害賠償責任を負担されることによって支払うべき損害賠償金*9をお支払いします。[1事故につき借家人賠償責任支払限度額が限度]また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。 〈修理費用保険金〉 偶然な事故により被保険者*8が借用する契約申込書記載の建物・戸室に損害が生じた場合に、貸主との契約に基づき支出した修理費用をお支払いします。[1事故につき自己負担額3,000円、300万円限度] *8 被保険者とは次の方をいいます。 ①契約申込書記載の建物・戸室に居住している方 ②契約申込書記載の建物・戸室の賃貸借契約上の借主で、その建物・戸室に居住していない方 *9 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。
個人賠償責任保険金	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより、被保険者*10が法律上の損害賠償責任を負担されることによって支払うべき損害賠償金*11をお支払いします。[1事故につき個人賠償責任支払限度額が限度]また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。 ③居住用戸室*12の所有、使用、管理に起因する偶然な事故 ④下記①の方の日常生活にかかわる偶然な事故(海外での事故を含みます。) *10 被保険者とは、次の方をいいます。 ①居住用の戸室に居住している方(居住者)、居住者の配偶者、居住者またはその配偶者の方と生計を共にする同居のご親族、居住者またはその配偶者の方と生計を共にする別居の未婚のお子様(婚姻歴のない方) ②居住者戸室を所有、使用、管理している方で、居住用戸室に居住していない方 ③居住者の親権者またはその他の法定の監督義務者 *11 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。 *12 一部または全部が事務所として使用される戸室も含みます。
地震保険	地震保険をご契約の場合に限りです。 地震等を原因とする火災・損壊・埋没または流失によって、ご契約の建物に損害が生じた場合、損害の程度により7ページ記載の金額をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

財産の補償(住居部分のある建物に対する補償)

- 故意、重大な過失、法令違反
- 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質の有害な特性による損害
- 地震等による損害(ただし、地震火災費用保険金はお支払いします。)
- 差押え、没収などの公権力の行使
- 欠陥、自然の消耗・劣化、さび・かび・腐食その他類似の事由、虫食い
- 加工・修理または調整中の作業上の過失・技術の拙劣
- すり傷、掻き傷、塗料のはがれなどの外観の損傷で、機能に直接影響のない損害
- 詐欺・横領
- 土地の沈下、隆起などによって生じた損害
- 風・雨・雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入による損害など

〈電気的・機械的事故の保険の対象とならない機械設備など〉

- ベルト、ワイヤーロープ(エレベーターのワイヤーロープは保険の対象となります。)、台球類
- 切削工具、刃または金型
- 潤滑油、操作油その他運転のための資材
- フィルタエレメント、電熱体
- 基礎、炉壁または予備用の部品
- コンクリート製、ゴム製、布製の機器または器具
- 消火剤、薬液、レンガ
- ボイラ(契約申込書などに保険の対象として明記されている場合は除きます。)

オプション

家賃損失保険金

- 故意、重大な過失、法令違反
- 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質の有害な特性による損害
- 地震等による事故
- 欠陥、自然の消耗・劣化、さび・かび・腐食その他類似の事由、虫食い
- 加工・修理または調整中の作業上の過失・技術の拙劣
- 土地の沈下・隆起など

類焼損害保険金

- ご契約者、保険の対象である建物の所有者またはその所有者と生計を共にする同居のご親族の故意
- 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質の有害な特性による損害
- 地震等による損害など

建物賠償責任保険金

- 故意による事故
- 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質の有害な特性による事故

- 地震等による事故
 - 保険の対象である建物を賃貸する業務以外の被保険者の職務遂行に直接起因する事故
 - 同居のご親族に対する賠償責任
 - 航空機、自動車または施設外における船舶、車両(主たる原動力が人力であるものなどを除きます。)
 - 被保険者の日常生活に起因する事故
 - 屋根、扉、窓、通風筒などから入る雨または雪などにより財物がこわれたことによる事故
 - 建物の修理、改造、取りこわしなどの工事に起因する事故など
- 借家人賠償責任・修理費用保険金**
- 故意による事故
 - 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動
 - 核燃料物質の有害な特性による事故
 - 地震等による事故
 - 差押え、没収などの公権力の行使
 - 欠陥、自然の消耗・劣化、さび・かび・腐食その他類似の事由、虫食い
 - すり傷、掻き傷、塗料のはがれなどの外観の損傷で、機能に直接影響のない損害
 - 電気的・機械的事故
 - 詐欺・横領
 - 土地の沈下・隆起
 - 風・雨・雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入
 - 電球、ブラウン管などの台球類に単独に生じた事故など
- 個人賠償責任保険金**
- 故意による事故
 - 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動
 - 核燃料物質の有害な特性による事故
 - 地震等による事故
 - 職務遂行に直接起因する事故
 - 同居のご親族に対する賠償責任
 - 航空機、船舶・車両(主たる原動力が人力であるもの、原動機を用いる身体障害者用車いすなどを除きます。)
 - または銃器の所有、使用または管理に起因する事故
 - 借用財物の損壊などについての賠償責任など

地震保険

- ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)の故意、重大な過失、法令違反
 - 地震等の際における紛失または盗難
 - 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動
 - 核燃料物質の有害な特性による損害
 - 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害など
- ※1回の地震等による損害保険会社の支払保険金総額が6兆2,000億円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する6兆2,000億円の割合によって削減されることがあります。(平成25年6月現在)

クーリングオフについて

ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくはお申込時にお渡しする重要事項説明書に記載されている「クーリングオフ説明書」をご覧ください。(質権が設定されるご契約はクーリングオフ制度の対象外です。)

保険金お支払い後のご契約について

- 次の場合を除き、保険金のお支払いが何回あってもご契約金額(保険金額)は満期日まで減額されません。
- 損害保険金のお支払額が1回の事故でご契約金額(ご契約金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。)
 - 建てかえ費用補償特約により建てかえ費用保険金をお支払した場合(この場合、ご契約は建物を取りこわした時点で終了します。)